

揭示文書一覽(市長分)

令和7年5月8日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	291	放置自転車等の移送及び保管について	道路総務課
告示	292	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	293	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	294	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	295	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	296	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
公告	195	認可地縁団体の所有不動産の登記移転等について	市民活動推進課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 291号
令和 7年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

放置自転車等の移送及び保管について

姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年姫路市条例第3号）第11条及び第12条の規定により、自転車及び原動機付自転車（以下「原付」という。）を移送し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和63年姫路市規則第45号）第5条に定める事項を告示する。

記

1 移送した理由

放置禁止区域内に放置されていたため、放置準禁止区域内において放置を禁止されている時間内に放置されていたため又は放置禁止区域若しくは放置準禁止区域以外の区域（以下「その他区域」という。）に放置されており、市長が良好な生活環境が確保されないと認めたため。

2 移送日等

移 送 日	放 置 場 所	移 送 台 数（台）		
		自 転 車	原 付	計
令和7年（2025年） 4月 1日（火）	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
4月 2日（水）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 3日（木）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 4日（金）	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	0	0	0

4月 5日（土）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 6日（日）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 8日（火）	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	4	0	4
4月 9日（水）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 11日（金）	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	1	0	1
4月 12日（土）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
4月 13日（日）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
4月 15日（火）	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	1	3
4月 16日（水）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4月 17日（木）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0

	その他区域	1	0	1
4 月 1 8 日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4 月 1 9 日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	2	0	2
	その他区域	0	0	0
4 月 2 2 日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	5	0	5
4 月 2 3 日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	1	2
4 月 2 4 日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
4 月 2 5 日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
4 月 2 7 日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	2	0	2
4 月 2 9 日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
4 月 3 0 日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1

3 保管期間

移送後 60 日

4 保管場所

姫路市南条三丁目（姫路バイパス高架下）

電話 288-4720

5 返還時間

保管期間中（月曜日、12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から午後6時まで

6 返還を受けるための必要事項

（1） 鍵及び住所氏名を明らかにできるものを持参すること。

（2） 移送保管料として自転車1台につき2,500円、原動機付自転車1台につき5,000円を納入すること（その他区域から移送したものについては不要）。

7 問合せ先

姫路市建設局道路管理部道路総務課

電話 221-2608

姫路市告示第 292号

令和 7年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

宮崎 孝徳

2 送達すべき書類

差押調書（謄本）

姫路市告示第 293号

令和 7年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

山本 宏幸

2 送達すべき書類の名称

差押調書（謄本）

姫路市告示第 294号

令和 7年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

米良 誠

2 送達すべき書類の名称

差押調書（謄本）

姫路市告示第 295号

令和 7年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

藤原 真佐子

2 送達すべき書類の名称

差押調書（謄本）

姫路市告示第 296号

令和 7年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

TRAN THI DIEU LINH

2 送達すべき書類の名称

差押調書（謄本）

姫路市公告第 195号

令和 7年 5月 8日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等について

認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき公告を求める旨の申請があったので、このことについて異議のある者は、姫路市長に対し、下記の要領で異議を述べてください。

なお、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）第22条の3第1項に定める事項は、下記のとおりである。

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称 杉之内自治会
区 域 姫路市夢前町杉之内及び前之庄の一部区域のうちの別図
に定める区域
主たる事務所 姫路市夢前町杉之内350番地1

2 申請不動産に関する事項

・ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	642.06㎡	姫路市夢前町杉之内字岡ノ鼻350番1

・ 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏 名 清瀬 福蔵 （持分3分の1）
住 所 飾磨郡夢前町杉之内348番地
氏 名 大古瀬 亀次（持分3分の1）
住 所 飾磨郡夢前町杉之内235番地
氏 名 清瀬 保一 （持分3分の1）

住 所 飾磨郡夢前町杉之内 2 6 4 番地

3 異議を述べることができる者の範囲

2 の申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 異議を述べることができる期間

令和 7 年 5 月 8 日から同年 8 月 8 日まで

- (2) 異議を述べる方法

異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて市民活動推進課へ持参するものとする。

ア 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

- (ア) 申請不動産の登記事項証明書
- (イ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

イ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

- (ア) 申請不動産の登記事項証明書
- (イ) 戸籍謄抄本（表題部所有者又は所有権の登記名義人との相続関係を証するもの）

- (ウ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

- (ア) 申請不動産の所有権を有することを疎明するに足りる資料
- (イ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し